

【参考】 支給決定における「身体介護」と「通院等の乗降介助」の関係について

		16年10月		17年4月	
		9/1支給決定		9/1再支給決定	
Aさん	身体介護	時間	身体介護 身体介護の支給量の範囲内 で身体・乗降どちらも利用可	時間	身体介護 身体介護の支給量の範囲内 で身体・乗降どちらも利用可
					乗降介助 回
		11/1 再支給決定		11/1 再支給決定	
Bさん	身体介護	時間	身体介護	時間	身体介護
			乗降介助	回	乗降介助
			身体介護	時間	乗降介助
			（うち通院等の乗降介助 回）		回
				5/1支給決定	
Cさん				身体介護	時間
				乗降介助	回

Aさん... 16年9月30日以前に支給決定を受けている場合、当該支給決定期間中は、身体介護の支給量の範囲内で身体・乗降どちらも利用可。
 Bさん... 16年10月1日以降に再支給決定を受ける場合、下段のように「身体介護 時間（うち通院等の乗降介助 回）」と読み替えて運用し、17年3月31日までは、身体介護の支給量の範囲内で身体・乗降どちらも利用可として運用して差し支えない。

【参考】 平成16年度の経過措置の運用例

